

# 高齢者虐待ゼロを目指して



久留米市  
健康福祉部 長寿支援課

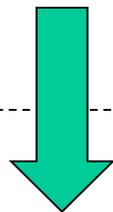


# 久留米市の高齢者の現状

令和6年4月1日現在

全人口	:	300,516人
高齢者人口	:	84,517人(65歳以上)
高齢化率	:	28.12%

高齢化に伴い、高齢者に関する問題が顕在化するようになった。



## 高齢者に関する問題

- 高齢者虐待
- 認知症などによる判断能力、生活能力の低下
- 高齢者を対象とした悪徳商法 等



# 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

## ● 施行

平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が施行。

この法律において、高齢者が養護者や養介護施設従事者等から受ける暴力などを「高齢者虐待」としている。

※養護者…高齢者の金銭管理・食事や介護等の世話をしている家族、親族、同居人等

## ● 目的

虐待からの保護の為の支援、養護者の負担軽減を図る支援をすることで、虐待を防止し高齢者の権利を擁護する。

## ● 特徴

高齢者のみならず養護者も支援する。

家庭内の虐待だけでなく、養介護施設従事者等による虐待も対象としている。



# 高齢者虐待の種類（1）

## ①身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例) たたく、つねる、ベッドにしばりつけるなどの身体拘束をする。

## ②心理的虐待

暴言又は著しく拒絶的な対応などで心理的外傷を与える言動を行うこと。

例) 怒鳴る、罵声を浴びせる、高齢者の話を無視する。

## ③性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。

例) 下半身を裸にして放置する、プライバシーの配慮なくおむつ交換をする。性行為を強要する。



# 高齢者虐待の種類（2）

## ④介護の放棄・放任

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置。

家族による虐待を見て見ぬふりするなど養護を著しく怠ること。

例) 空腹や脱水等の状態を放置する、掃除をしていないなど劣悪な住環境の中に放置する。

## ⑤経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること。

その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

例) 本人の年金などのお金を使わせない、本人の預貯金などの資産を本人の意思に反して使用する。



# 虐待がおこる背景

高齢者虐待は様々な要因が重なると虐待の危険性が高まるとされています。

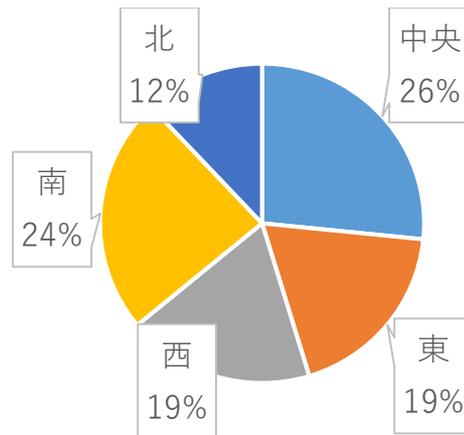
- ①高齢者や虐待をしている人の性格や人間関係
  - 高齢者本人や養護者の性格や人格
  - 高齢者本人と養護者のこれまでの人間関係
- ②介護負担等
  - 高齢者本人の身体的自立度の低さ
  - 認知症などによる言動の混乱
  - 養護者の介護負担の増加
- ③その他
  - 養護者の失業、借金による経済的な困窮
  - 配偶者や家族・親族の無関心



# 久留米市の養護者による高齢者虐待の現状（R5年度）

## 相談件数

市内を5圏域に分け、令和5年度に受け付けた相談を基に集計

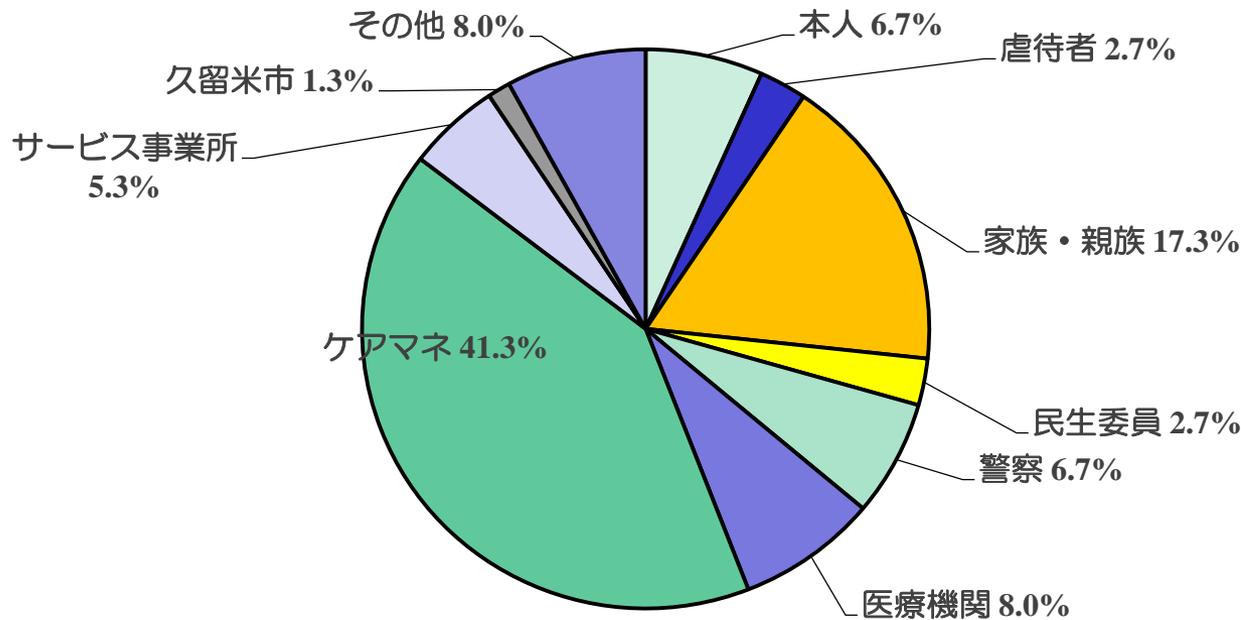


中央	東	西	南	北	合計
18	13	11	15	9	75
26.6%	18.7%	18.7%	24.0%	12.0%	100%

# 久留米市の養護者による高齢者虐待の現状（R5年度）

## 通報経路

虐待の通報・相談経路について令和5年度に受け付けた相談をもとに集計。



区分	本人	虐待者	家族・親族	民生委員	警察	医療機関
件数	5	2	13	2	5	6
割合	6.7%	2.7%	17.3%	2.7%	6.7%	8.0%

区分	ケアマネジャー	サービス事業所	久留米市	その他	合計
件数	31	4	1	6	75
割合	41.3%	5.3%	1.3%	8.0%	100%

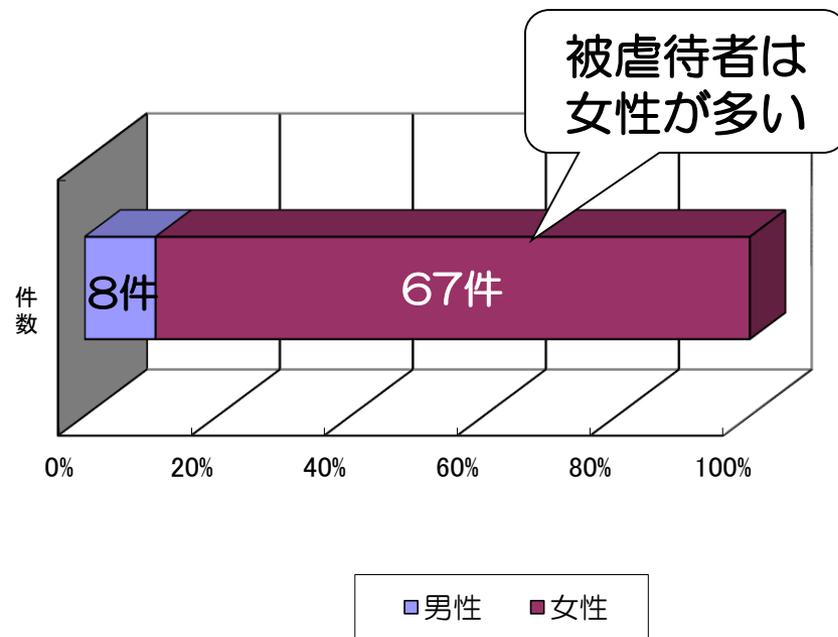
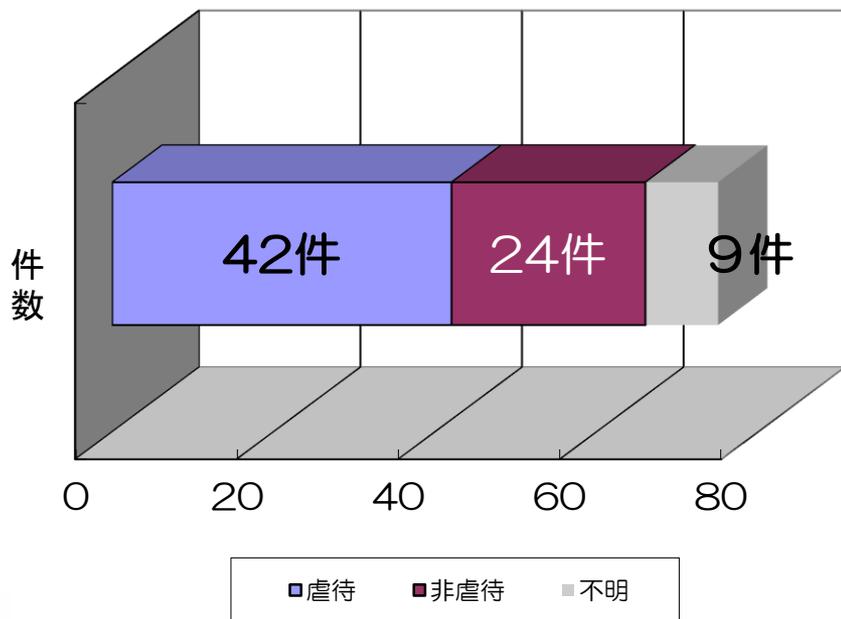


# 久留米市の養護者による高齢者虐待の現状（R5年度）

## 認定件数、被虐待者の性別

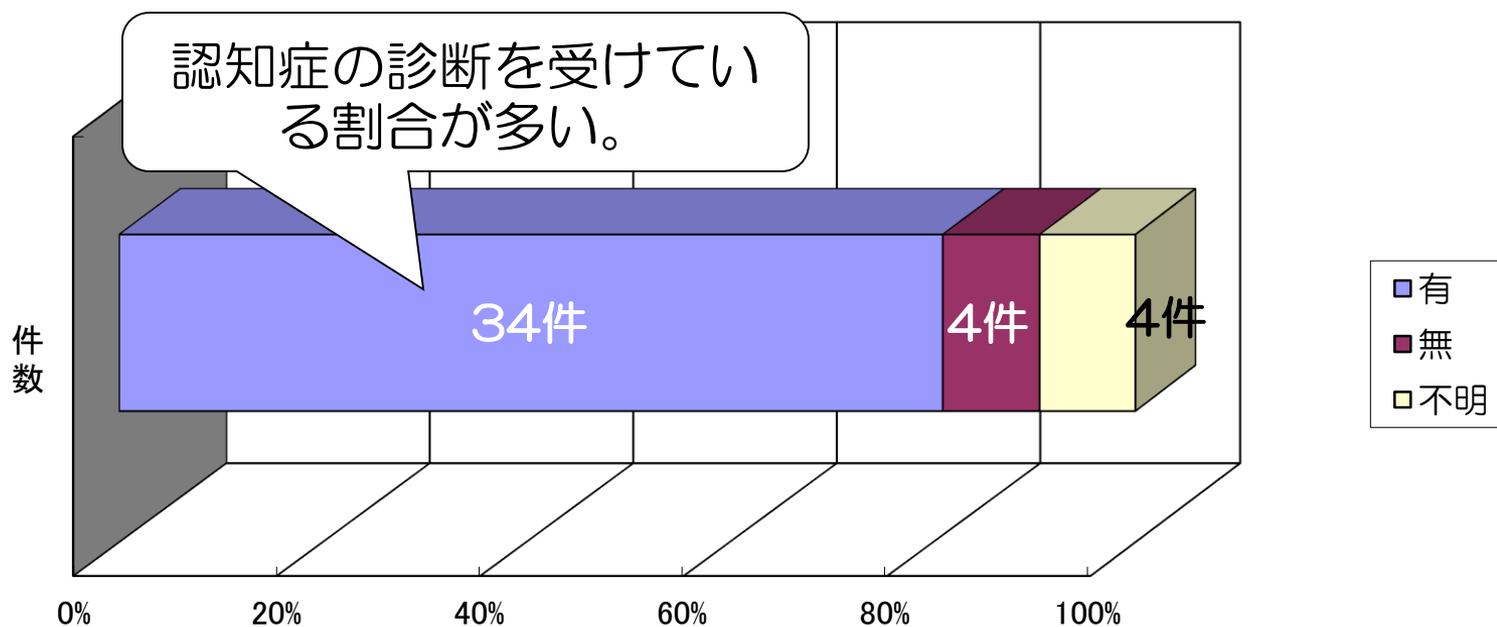
区分	虐待	非虐待	不明	合計
件数	42	24	9	75
割合	56.0%	32.0%	12.0%	

区分	男性	女性	合計
件数	8	67	75
割合	10.7%	89.3%	



## 認知症の有無

区分	有	無	不明	合計
件数	34	4	4	42
割合	81.0%	9.5%	9.4%	

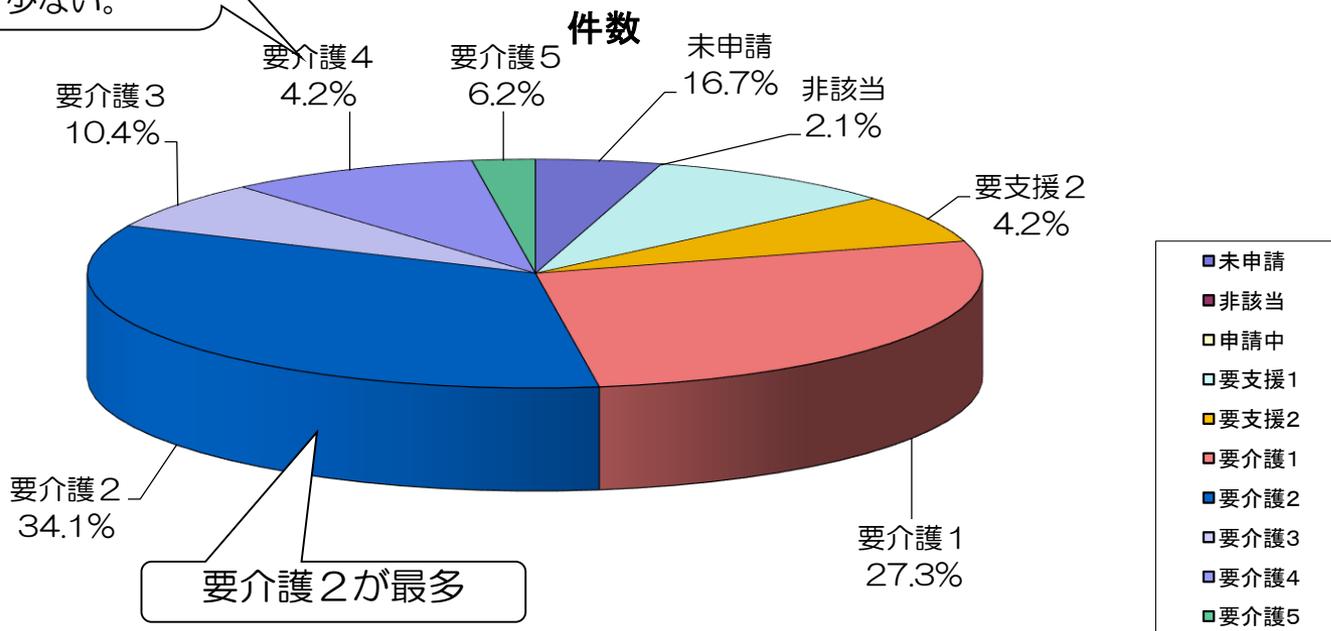


# 久留米市の養護者による高齢者虐待の現状（R5年度）

## 被虐待者の介護度

未申請	非該当	申請中	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
2	0	0	4	3	12	15	3	4	1	44
4.6%	0.0%	0.0%	9.1%	6.9%	27.3%	34.1%	6.8%	9.1%	2.2%	

要介護3～5は、  
要介護1～2と比べて、少ない。



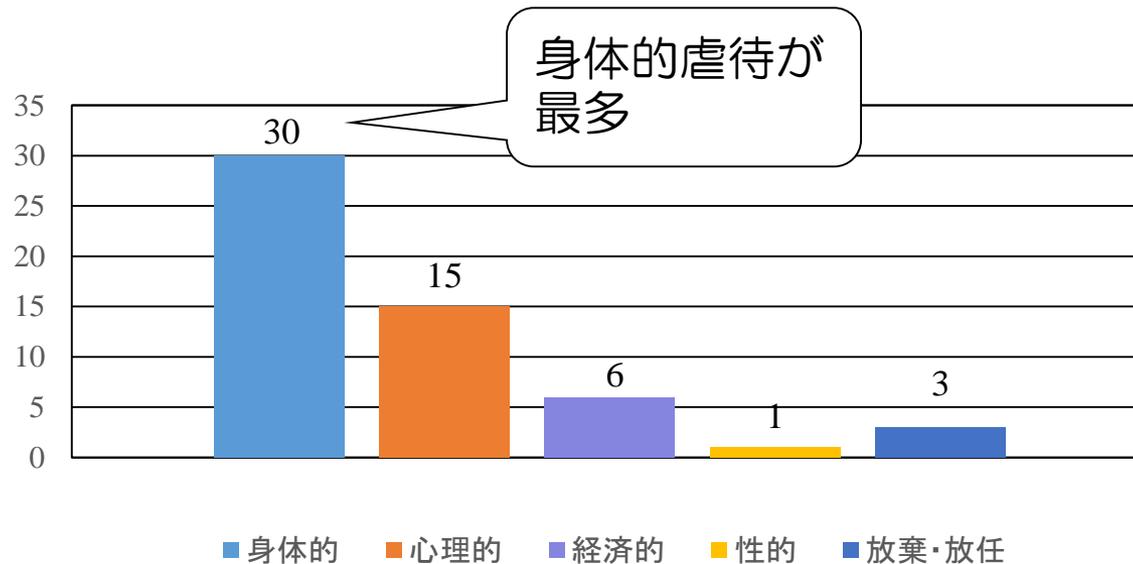
# 虐待の類型

## ■虐待の類型（重複あり）

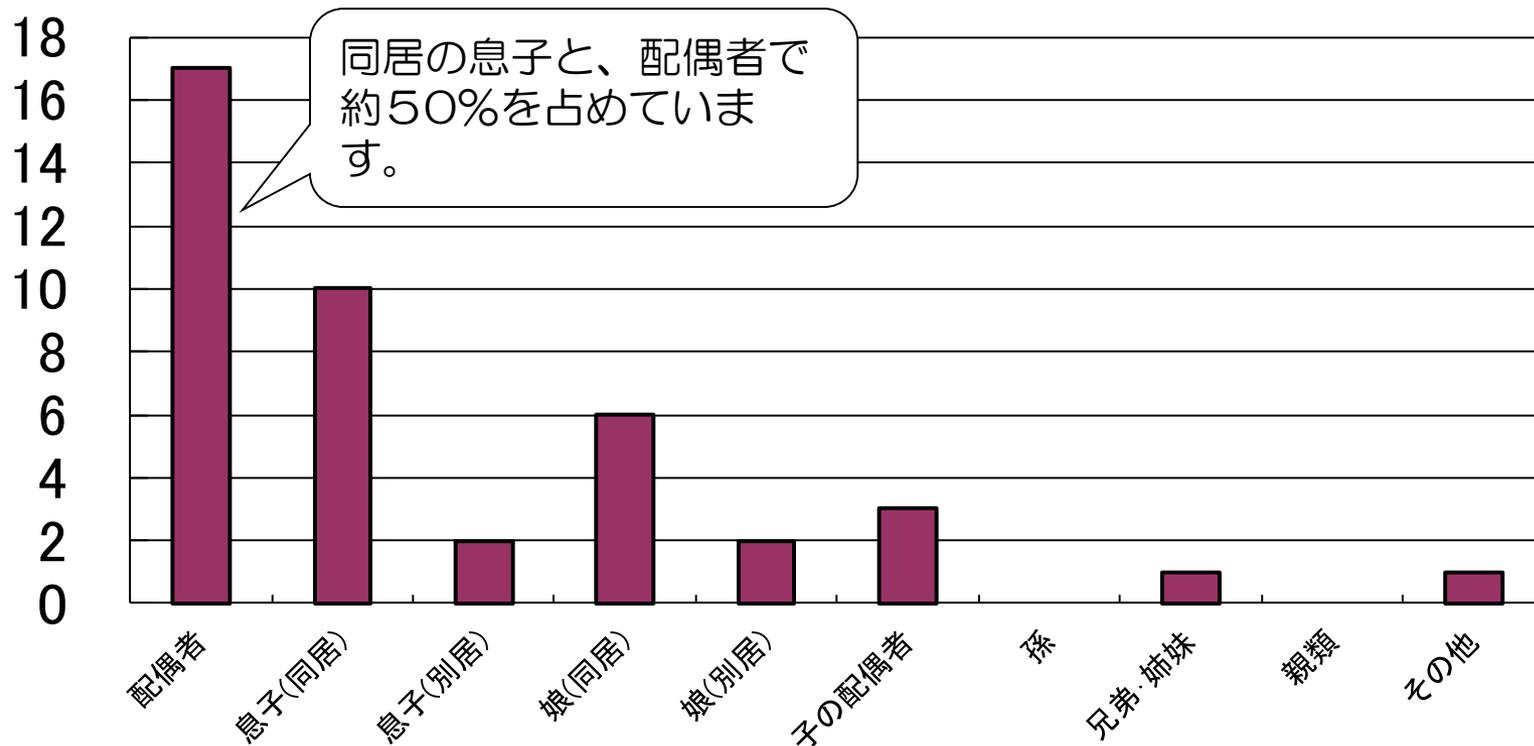
区分	身体的	心理的	経済的	性的	放棄・放任	合計
件数	30	15	6	1	3	55
割合	54.5%	27.3%	10.9%	1.8%	5.5%	

※割合は、虐待認定件数42件に占める割合。

※類型の重複があり、合計数は虐待認定件数と一致しない。



## 虐待者の構成



区分	配偶者	息子(同居)	息子(別居)	娘(同居)	娘(別居)	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	親類	その他	計
件数	17	10	2	6	2	3	0	1	0	1	42
割合	33.3%	19.6%	3.9%	11.8%	3.9%	5.8%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	

※割合は、虐待者認定件数42件に占める割合。



## こんな事例がありました。

- 市営住宅在住 81歳女性（要支援1、生活保護受給）。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（金銭管理）を受け月2回の金銭支給を受けていた。



- 別居の息子43歳が金銭支給日に家に隠れ、金銭支給後、母の金銭を搾取していた。（経済的虐待）



- 本人が、社会福祉協議会の職員に相談。



- 市役所職員、包括支援センターで金銭支給日に本人宅へ訪問。息子と対面し、息子を指導。息子の金銭的困窮を確認したため、息子の生活保護申請に繋げた。

後日、息子は生活保護者が入る施設へ入所。



この様な時は、虐待が起こっているかもしれません。

高齢者のサインを見逃さないで！

- 転んでもつかないような場所に不自然なアザがある。
- 以前に比べ高齢者の表情が暗くなり、あまり話をしなくなった。
- 養護者が一緒にいると無口になる。
- 高齢者の耳が遠いわけでもないのに、怒鳴っているような声が聞こえる。
- 受診の必要があるのに、病院に行っていない。
- いつも空腹の訴えがある。 など・・・

虐待している人（されている人）の自覚は・・・？

- 養護者、高齢者本人とも、虐待をしている（されている）という意識が無いこともある。  
⇒高齢者虐待防止法では、「虐待をされた」「虐待をした」といった本人や養護者の自覚は問いません。



# 高齢者虐待ではないかと思ったら・・・

久留米市長寿支援課、又は地域包括支援センターへご連絡ください。

## ※法第3条

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、虐待者の保護、養護者の支援のための体制整備、研修等必要な措置を講じるように努めなければならない。

## ※法第7条

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければならない。養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。

※高齢者虐待の通報は、個人情報保護より優先されます。

→情報収集で医療機関等へお問い合わせすることがあります。  
ご協力お願いします。

※虐待の有無については、市職員や地域包括支援センター職員が確認します。



# 高齢者虐待に関する相談先

- 長寿支援課

0942-30-9038

- 地域包括支援センター（市内に11カ所）  
高齢者の相談・支援を行う専門機関  
専門職である保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が高齢者の支援を行う。



# 高齢者虐待に関する相談先

## 地域包括支援センター一覧

名称	担当する校区	電話番号
久留米中央地域包括支援センター	日吉・篠山・南薫・荘島・長門石	46-8711
久留米中央第2地域包括支援センター	京町・鳥飼・金丸	27-6860
久留米中央第3地域包括支援センター	西国分・東国分	27-6886
久留米東地域包括支援センター	山川・山本・善導寺・大橋・草野	41-5522
久留米東第2地域包括支援センター	船越・水分・柴刈・川会・竹野・水縄・田主丸	(0943) 72-8055
久留米西地域包括支援センター	城島（下田・浮島を含む）・青木・江上・犬塚 ・三潴・西牟田	51-6100
久留米西第2地域包括支援センター	荒木・安武・大善寺	27-8569
久留米南地域包括支援センター	上津・青峰・高良内	51-2332
久留米南第2地域包括支援センター	南・津福	36-5311
久留米北地域包括支援センター	北野・弓削・大城・金島・小森野・宮ノ陣	23-1055
久留米北第2地域包括支援センター	御井・合川	65-5156



# 最後に

「虐待かも！」と思ったとき、支援に繋がっていない気になる高齢者に気づいたときは、長寿支援課・地域包括支援センターへ連絡をお願いします。

あなたの気づきの目は、  
市民の方の安心した生活に直結します。

